

軽自動車税の手続きはお済みですか？



問合せ 市役所市民税課税務担当 (☎31-4513)、阿寒町行政センター市民課市民サービス担当 (☎66-2210)、音別町行政センター市民課市民サービス担当 (☎01547-6-2231)

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車（これらを軽自動車等といいます）の所有者に対して掛かる税金です。

すでに廃車・譲渡をして手続きがお済みでない方は、4月1日金までに届け出をお願いします。

納めていただく方

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内で軽自動車等を所有している方。

※軽自動車税は、自動車税と異なり月割課税制度がないため、4月1日現在の所有者にのみ課税されることとなります。

※4月2日以降に廃車などをした方も当該年度分の税金は課税されません。

※4月2日以降に軽自動車等を所有した場合には、当該年度分の税金は掛かりません。

手続きの届け出先

●原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車

市役所市民税課税務担当 (☎31-4513)
阿寒町行政センター市民課市民サービス担当 (☎66-2210)
音別町行政センター市民課市民サービス担当 (☎01547-6-2231)

●軽四輪

釧路軽自動車協会 (☎51-0745)

●軽二輪（126cc以上250cc以下）、二輪小型自動車（251cc以上）

釧路運輸支局 (☎050-5540-2005音声ガイダンスに従って操作してください)

軽自動車税（種別割）の税額について

15（平成27）年4月から軽自動車税の税率が変わっています。
22（令和4）年度の軽自動車税の税額は以下の通りです。

車種区分		標準税率（旧）	標準税率（新）	重課税率
四輪乗用	自家用	7,200円	1万800円	1万2,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
初度検査年月		15（平成27）年3月31日以前	15（平成27）年4月1日以降	09（平成21）年3月31日以前



注意！ 軽四輪は初度検査年月から13年経過した車は重課税率（二輪や原付・小型特殊は対象外）になります！！

初度検査年月は、車検証の赤□部分でご確認ください。



初度検査年月が、21（令和3）年4月1日～2022（令和4）年3月31日の車は、22（令和4）年度はエコカー減税対象の可能性があります。詳細は市ホームページでご確認ください。

☎<https://www.city.kushiro.lg.jp/kurashi/zeikin/jidousyha/0001.html>

釧路市軽自動車税 検索



上記QRコードからも利用できます。

市民意見提出手続条例に基づき、皆さんの意見を募集しています

●市民意見提出手続条例（パブリックコメント）に関するお問い合わせは、市役所市民協働推進課（☎31-4504）へ。

皆さんのご意見をお寄せください

市民意見提出手続条例（パブリックコメント）とは？

市民参加と協働のまちづくりをより一層進めるため、市民生活や事業活動などに影響がある条例や重要な計画等を策定するに当たって、その案を公表して広く市民の皆さんから意見などを募集し、寄せられた意見なども参考にして内容を決定していく制度です。

また、寄せられた意見などに対しても、市の考え方を公表していきます。

市民意見提出手続の流れ

市役所

条例や計画等の案を作成

- ① 市の基本的な政策や各行政分野での方針を定める計画
- ② 市の基本的な政策や市民生活・事業活動に影響を与える条例、規則など
- ③ 各種審査基準、処分基準、行政指導方針など市の基本的な政策

提出された意見を考慮した上で、条例や計画等の案を決定

提出された意見と、意見に対する市の考え方を公表

※必要に応じて、議会への報告（計画等）や議決（条例）を経て策定・制定します。

広報くしろ、市ホームページ、担当課、市役所本庁舎1階市政情報コーナー、各行政センターなどで公表（募集期間原則30日以上）

意見をメール、郵送、ファクス、持参など指定された方法で提出

広報くしろ、市ホームページなどで公表

市民

条例や計画等の案について、市民生活や事業活動などにどのような影響があるかなどの意見を提出する際、内容確認のため氏名等を記載していただきますが、意見等の公表時に個人情報 は公開しません。